

第221回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和5年6月19日（月）14時00分から

場所 プラザおでって 3階 大会議室

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、第221回岩手県開発審査会を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、御出席を賜りましてありがとうございます。

それでは、開催に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課総括課長の小野寺より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

今の挨拶にもありましたとおり、当審査会委員の任期満了に伴う改選後における最初の会議でございます。委員の皆様を御紹介申し上げます。

僭越ではございますが、御手元に配布しております名簿順により、私から御紹介申し上げます。
初めに、前任期から引き続いて委員をお願いしている方々を御紹介申し上げます。

まず、長谷川菜園法律事務所の弁護士、長谷川頌委員です。

続きまして、いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社の経営支援部サブマネジャー、阿部瑛子委員です。

続きまして、一般社団法人建築士会の女性委員会委員、株式会社中居都市建築設計一級建築士、菫澤麻子委員です。

岩手県立大学の総合政策学部教授、新田義修委員です。

次に、今回新たに委員に御就任いただきました方を御紹介申し上げます。

J A岩手県女性組織協議会会長の遠藤美江子委員です。

岩手大学の理工学部助教、谷本真佑委員です。

岩手医科大学の医学部教授、丹野高三委員です。

以上で、委員の方の御紹介を終わります。

続きまして、今年度最初の審査会となりますので、事務局の職員についても御紹介させていただきます。

都市計画課総括課長の小野寺でございます。

建築住宅課建築指導課長の佐藤でございます。

都市計画課主査の吉田でございます。

同じく主任の八重樫でございます。

それから高橋でございます。

最後に私、都市計画課主幹兼管理開発担当課長の長谷川でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は、滝沢市都市整備部都市政策課の職員の方、矢巾町道路住宅課の職員の方に出席をいただいております。

以上で事務局職員の紹介を終わります。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

引き続きまして、改選後の最初の会議でございますので、すでに皆様には御案内のことかと思いますが、当審査会の概要につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

開発審査会でございますが、都市計画法に基づいて設置されている県の附属機関でございます。都市計画法の規定による知事等の処分に対する審査請求の裁決を行う機関でもございます。多くは、市街化調整区域における開発許可等の申請について、知事が許可を行うに際し、一定の案件については、前もって当審査会で御審議いただくこととされております。

この、前もって審査いただく内容に係る制度上の位置づけについて順を追って説明いたします。

まず、都市計画区域ですが、これは都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を言います。

そして、都市計画区域の中には、無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域との区分、この区分のことを「区域区分」といいます。本県の場合、盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町にまたがる盛岡広域都市計画区域がそれに当たります。

この区域区分がある都市計画区域における「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域とされておりまして、原則として開発行為、建築行為が制限されています。

しかし、例外として、法律で定めるところの一定の要件に該当する場合に限り、許可できるという仕組みになっております。

この許可に当たりまして、類型化された基準に従い、当審査会に御審議いただくことなく知事の判断のみで許可が可能な行為もございます。しかしながら、知事の許可に際し、前もって当審査会で御審議いただく事案もございます。

当審査会で御審議いただく事案としては、その目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる事案に該当するか否かについて、当審査会において御審査いただくこととされているものでございます。

なお、盛岡市については、地方自治法上の「中核市」であり、県知事とは別に、独自に許可権限を有しているものでございます。当審査会は、盛岡市以外の滝沢市及び矢巾町の市街化調整区域が御審査いただく対象となっております。

最後に、この開発審査会の委員についてでございます。

都市計画法第78条第3項で、「法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有」する等の方々から知事が任命するということとなっております。

そこで、岩手県開発審査会条例第2条第1項では、「審査会は、委員7人をもって組織する。」と定められているところでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開発審査会の概要について説明を終わらせていただきます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

続きまして、議事に入りたいと思います。

議事に入ります前に、本日の審査会の委員の出欠状況につきまして、御報告させていただきます。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定によりまして、会長及び3名以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないと定められているところでございます。

本日、委員の皆様方には先ほど御紹介したとおり、7名全員お越しいただいておりますので会議を開くことができます。

それでは、議事に入ります。

なお、本日の議事録につきましては、非公開とされる案件を除きまして、後日、県のホームページで公開することとしております。あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますが、本日は委員改選後の最初の審査会でございます。会長が選任されておられませんので、新会長が選任されるまでの間、恐れ入りますが事務局において進行を務めさせていただきますようお願いいたします。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、暫時事務局で司会進行をさせていただきます。

それでは、議事（1）「会長の選任及び会長職務代理者の指名について」を上程いたします。

最初に会長の選任を議題といたします。岩手県開発審査会条例第3条第1項の規定によりますと、会長は互選によることとされております。互選の方法について、委員の皆様から御提案はございませんでしょうか。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、御提案と御推薦等がないようですので、事務局から御提案ということで御説明させていただきますようお願いいたします。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

ありがとうございます。それでは、事務局としましては、これまでの御経歴、実績から新田委員に会長に就任していただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

ありがとうございます。御異議がないようですので、会長は新田委員にお願いすることに決定いたしました。

それでは、審議会の議事は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が進行を行うこととされておりますので、新田会長には恐れ入りますが、会長席へ御移動いただきまして、以降の議事の進行をお願いします。

○会長

それでは、会長を引き受けさせていただきます、岩手県立大学の新田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。円滑な議事進行のため、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めます。

会長の選任に続き、「会長職務代理者の指名」でございますが、岩手県開発審査会条例第3条第3項の規定により、会長が指名することとされております。当職としましては、当審査会委員としての経験年数を踏まえて、当職から長谷川委員を指名させていただきたいと存じます。

長谷川委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

次にこの際、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、慣例により会長を除く委員2名をもって行うものとし、その順番は都市計画法第78条第3項に規定されている選任区分の順、具体的には委員名簿の上から順に2名ずつということにしたいと思います。

よって、本日は、長谷川委員と阿部委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

本日、付議する議案は、後ほど事務局から詳細について御説明いたしますが、全て個人に係る案件です。県の情報公開条例上は、「特定の個人を識別することができる情報」として非開示情報とされております。

また、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている場合は、会議を公開しないことができるとされております。

したがいまして、今回の議案の審議については、非公開とすることが適当であると考えており

ます。よろしくお願いいたします。

○会長

今の事務局の説明のとおり、今回の議案の審議については、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思います。初めに、本日の進め方について事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、件数も少ないため一括して御審議いただきたいと考えております。

○会長

事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは審議に入りたいと思います。

本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは、議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

（非公開案件審議）

※整理番号1番から5番までを審議

○会長

それでは、採決します。

議案第1号を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

御異議なしと認め、原案のとおり可決します。

本日、当審査会に付議された議案は以上となりますので、以上で議案の審議は終了します。

事務局に司会進行を戻します。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

新田会長、議事の進行ありがとうございました。

本日の配布資料ですが、個人情報を含んでいることから、お持ち帰りにならずに、お席に置いたままとして、お帰りいただきますようお願いいたします。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

「3 その他」でございます。この際、委員の皆様から何か御意見、御要望などはございませんか。

その他、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局の方から連絡でございますが、審査会が終わった後に何かお気づきの点がありましたら、お手数ですが事務局までメールや電話でお知らせいただければと思います。

事務連絡が1点ございます。

次回の審査会の開催予定につきまして、9月の開催を予定しております。詳細な日程については別途調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第221回岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

以上